



令和8年度
ミラ・クル・とっとり運動推進補助金



地域づくり活動を支援する **補助金** を活用して

地域を盛り上げる活動に挑戦してみませんか？



若者トライ型



新しい価値を創造するアイデア
地域を盛り上げる活動を
資金面から支援します。

100%

最大 **15** 万円 支援

+ クラファン手数料

最大 **4** 万円 支援



10 歳 ~ **25** 歳
までの若者3名以上が
主体となり
活動する団体が対象



最大で **19** 万円！
申請した金額の
100 % を補助します！

3次募集

募集期間 **令和8年8月17日（月）～9月10日（木）**

補助対象期間

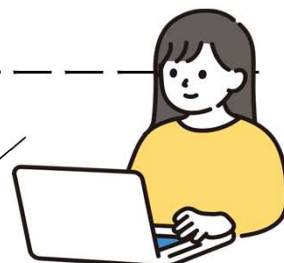
交付決定日(令和8年10月下旬頃)

～令和9年3月10日

＼詳細はHPをチェック！／

ミラ・クル 補助金

検索



対象事業について

<対象となる活動>

地域の活性化のための次のような事業

- 地域資源を生かしたまちづくりを図る事業
- 伝統・文化の保存や活用を図る事業
- 自然環境や景観保全を図る事業
- 安心・安全な地域づくりを図る事業
- 福祉・健康づくりを促進する事業
- 地域内・地域間交流・人材育成を促進する事業等

<対象とならない活動>

- 学校の授業での活動
(課外活動、クラブ活動、個人の活動は対象)
- ※学校と地域の企業や団体が協働して行う活動はOK!
- 単なる文化講演会、音楽鑑賞会、スポーツイベントなど
- 営利を目的とする活動等

<活用事例>



県東部の大学生と西部の児童生徒等が共同して企画・準備したお祭りを開催



子どもたち主体で企画・運営する新聞紙を使った親子遊びのイベントを開催

応募及び審査について

補助金の交付を希望する場合は、まず、**申請書(その他提出書類)**に必要事項を記載して、各総合事務所等最寄りの窓口にご提出ください。

※申請書等は募集期間最終日の午後5時までに必着。

<補助金交付までの流れ>

企画の段階で計画が完璧に固まっていなくても大丈夫！
申請に向けて一緒に考えます！

- ①事業計画を話し合って申請書を作る
- ②申請書を持って最寄りの窓口へ提出
(余裕を持った申請と事前相談の活用が採択への鍵！)

1. メンバーで話し合い



2. 申請書提出



3. 審査



4. 採択・交付



「何から準備すればいいかわからない！」「申請書をどう書けばいいかわからない！」
など何でも、申請前から窓口で気軽にご相談ください！

窓口・お問合せ先

○鳥取市、岩美郡での活動に関すること

東部地域振興事務所東部振興課 鳥取市立川町六丁目176 電話0857-20-3528

○八頭郡での活動に関すること

東部地域振興事務所八頭振興課 八頭郡八頭町郡家100 電話0858-72-3880

○倉吉市、東伯郡での活動に関すること

中部総合事務所中部振興課 倉吉市東蔵城町2 電話0858-23-3177

○米子市、境港市、西伯郡での活動に関すること

西部総合事務所西部振興課 米子市鞆町一丁目160 電話0859-31-9606

○日野郡での活動に関すること

日野振興センター地域振興課 日野郡日野町根雨140-1 電話0859-72-2080

○補助金の制度などに関すること

鳥取県協働参画課 鳥取市東町一丁目220 電話0859-26-7248

電子メールkyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp

詳細はHPをチェック！

